

第192回  
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第6号

令和2年5月1日かすみがうら市農業委員会告示第6号をもって、令和2年5月11日(月)  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第192回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和2年5月11日(月) 午後2時00分開会  
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員 (新型コロナウイルス感染拡大予防のため出席委員を過半に減じて開催)

4番 外塚 孝雄    6番 飯田 敬市    8番 井坂 孝雄    9番 谷中 昌  
10番 中山 峰雄    11番 鈴木 良道    12番 久松 弘叔    13番 市川 敏光  
14番 栗原 進一

4. 欠席委員 (新型コロナウイルス感染拡大予防のため出席を求めない委員)

1番 栗山 千勝    2番 塚本 勝男    3番 海東 功    5番 塚本 茂  
7番 貝塚 光章    15番 欠員

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫    局長補佐 酒井 宏  
主任 松澤 智之    主事 下川 華帆

6. 議事録署名委員

6番 飯田 敬市    13番 市川 敏光

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第15号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第16号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

- ⑤ 議案審議について

議案第32号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第33号 農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第35号 現況証明願の交付決定について

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定  
について(農地中間管理事業)

議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用  
配分計画案の意見の決定について

- ⑥ その他

8 閉会

午後2時40分開会

事務局長	互助会慶弔規程による見舞金支出の報告
事務局長	それでは、只今から、令和2年度 第192回農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は9名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。
事務局長	それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。
議長	中山会長あいさつ
議長	はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、6番 飯田敬市 委員、13番 市川敏光 委員を指名いたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の松澤主任を指名いたします。
議長	次に、日程の決定についてお諮りいたします。只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。  (異議なしの声あり)
議長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議長	最初に報告第15号から報告第16号までの報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が配布されておりますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議長	それでは、議案審議に入ります。「議案第32号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。
議長	最初に、番号4番について、審議いたします。なお、番号4番については、6番飯田敬市委員が議事参与の制限となりますので農業委員会等に関する法律第31条及びかすみがうら市農業委員会規則第13条の規定により退席願います。  (6番 飯田敬市委員 退席)
議長	事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(事務局朗読)
議長	只今、議案の朗読が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いいたします。
4番 外塚委員	5月1日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、井坂委員と谷中委員と私の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。

	<p>それでは、説明いたします。  番号4番は、●●地内の●●●小学校から約350m西に位置する畑1筆になります。  現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。  以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。  委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。  番号4番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号4番について原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号4番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>6番 飯田敬市委員の入室をお願いします。</p> <p>(6番 飯田敬市委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、番号1番から番号3番及び番号5番から番号9番を審議いたします。  事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(事務局朗読)</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。  事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
4番 外塚委員	<p>それでは、説明いたします。  番号1番は、●●地内の●●●●から約300m東に位置する田1筆になります。  現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。  番号2番は、●●●●地内の「●●●●保育所」から約700m北東に位置する畑7筆になります。現況は、いずれもきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。  番号3番は、●●●●●●保育所から約550m東に位置する畑1筆になります。現況は、雑草が繁茂していました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。苗木を作付けする計画です。  番号5番は、●●地内の●●●●●●小学校から約400m南東に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。栗を作付けする計画です。  番号6番は、●●地内の●●●●●●小学校から約100m北西に位置する田1筆、約250m北に位置する畑1筆、約500m北西に位置する畑2筆で、合計4筆になります。現況は、いずれもきれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。田は水稻、畑は野菜を作付けする計画です。  番号7番は、●●地内の●●●●●●公園から約300m東に位置する畑1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。野菜を作付けする計画です。  番号8番は、●●地内の●●●●●●公民館から約100m北に位置する田1筆になります。現況は、きれいに管理されていました。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。レンコンを作付けする計画です。  番号9番は、●●地内の国道6号線●●●●●●十字路の約350m南西に位置する田2筆に</p>

	<p>なります。現況は、いずれも雑草が繁茂している状況でした。申請人は経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。          以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。委員の皆様のご更なるご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。          これより、議案審議に入ります。          番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号5番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号5番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号5番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号6番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号6番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号6番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号7番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>

議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号7番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号7番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号8番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号8番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号8番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	番号9番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号9番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号9番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第32号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第33号農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読及び説明をいたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
9番 谷中委員	それでは、説明いたします。 申請地は、●●●●保育所から約600m南東に位置する畑4筆になります。 現況は、古い豚舎が建てられております。申請人は水戸地方裁判所土浦支部で行う競売に参加するため今回の申請に至りました。豚舎を取り壊して野菜を作付けする計画です。 証明にあたり要件は満たしていると考えますが、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくをお願いします。
議 長	只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。

議 長	「議案第33号農地法第3条の規定による買受適格証明願の交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
議 長	それでは、朗読及び説明をいたします。なお、案件については、事前調査を実施しております。(事務局朗読)
議 長	議案の朗読及び説明が終わりました。事前調査員の方、説明をお願いします。
8番 井坂委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>図面番号1番をご覧ください。</p> <p>番号1番は●●地内の●●●●●●工場から約200m南西に位置する畑1筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。現況は、きれいに管理されていました。申請人は、太陽光発電事業に伴い、事業地への進入路確保のため今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>図面番号2番をご覧ください。</p> <p>番号2番は●●地内の●●●●●●商事から約300m南西に位置する畑4筆になります。こちらは、第2種農地と判断しました。現況は、雑草が繁茂していました。申請人は、太陽光発電事業に伴い、今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	「議案第34号農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第35号現況証明願の交付決定について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、朗読及び説明をいたします。なお、案件については事前調査を実施しております。(事務局朗読)
議 長	議案の朗読及び説明が終わりました 事前調査員の方、説明をお願いします。
9番 谷中委員	それでは、説明いたします。

	<p>図面番号3番をご覧ください。</p> <p>申請地は、●●●地内の●●小学校から約50m南西に位置する畑1筆になります。こちらは、平成6年頃から宅地の進入路として利用され、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第35号現況証明願いの交付決定について」は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。</p> <p>事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、説明いたします。</p> <p>11ページをご覧ください。今回利用権の設定は、全体で27件、面積は89,719㎡です。内訳は再設定3件、新規24件で主な作付け作物は水稲・レンコン・野菜になります。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第36号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、「議案第36号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第37号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」上程します。</p> <p>事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。17ページをご覧ください。</p> <p>茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画が2件、面積が3,408㎡です。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。</p>
議 長	<p>事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議 長	全員賛成ですので、「議案第37号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管理事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第38号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。19ページをご覧ください。 市長より令和2年4月22日付けで、農用地利用配分計画(案)の意見を求められています。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が5件、面積が6,335㎡です。 上から1番目・2番目の農地については、担い手の経営規模縮小により新たな農地利用配分計画を定める内容で、3番目から5番目の農地については議案第37号の農用地利用集積計画の公告と同時施行するための内容となります。 これにより、管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が認可し、公告することにより、新たに受け手に農地を貸し付ける手続きの流れとなります。 以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。 ご意見ご質問等ございますでしょうか。  (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第38号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第38号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。  (意見、質問等なし)
議 長	次に、来月の総会は、6月10日(水)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、飯田敬市委員、鈴木良道委員、久松弘叔委員です。 日時は、6月3日(水)午前9時から、霞ヶ浦庁舎相談室といたします。よろしく お願いします。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局長	①農地利用状況調査日程表(案)の配布 ②令和元年度農地利用集積 成果実績表、活動実績表の配布 ③農地利用実態把握調査アンケート集計結果の配布 ④暑気払いの中止
議 長	只今、説明がありましたが、ご質問等ありませんか。  (意見、質問等なし)
議 長	以上を持ちまして、第192回総会を閉会いたします。 慎重審議 大変ご苦労様でした。